# 【 会 議 録 】(概要)

日時: 平成 20 年 6 月 19 日 (木) 13:30~16:20

会議名	越谷市自治基本条例審議会	場所	越谷市役所第二庁舎3階
	第2部会 第4回会議		会議室
	協議事項		
件名	(1)6月18日の市民参画プロジェクト	ブェクトチーム幹事会の報告 	
議題	(2)共通検討事項について		
	(3)個別検討事項について		
資料等	有 無		
出席者	出席委員   出席委員   小河原部会長、有元委員、伊東委員、宇佐美委員、大熊委員、加藤委員、帆苅委員、佐々木委員(8名)   欠席委員   高橋副部会長(1名)   事務局   中山企画課副主幹、田中同副主幹、斉藤同主事(3名)   支援者:特定非営利活動法人越谷NPOセンター(3名)   傍聴者 1名		
内容			

## 合意・決定事項等

・資料「第2部会意見の集約(6月12日分)」のうち、下記部分の文言について、調整や変更を行うこととした。

「水と緑と太陽に恵まれた美しい自然を…」を、「水と緑と太陽に恵まれた田園都市・美しい自然を保つことを…」とする。

- 「協働によるまちづくり。」を、「参加と協働によるまちづくり。」とする。
- 「情報公開」を、「情報共有」とする。
- 「市民一人一人の人格を尊重する」を、「市民一人一人の人権を尊重する」とする。
- 「教育文化都市」を「教育・文化・スポーツ都市」とする。
- ・前文に盛り込まれるべきと考えられる項目の検討については、今回の会議をもって一旦終了する。
- ・「市長」に関する項目について検討していく際に、「執行機関」についても考えていく必要があること から、「執行機関」についても第2部会の検討対象に含めることとした。
- ・資料「第2部会意見の集約(6月12日分)」の大分類「基本理念・基本原則」「自治の基本原則」について、意見の追加も含めて次回会議で検討することとした。
- ・個別検討事項「議会・市長」について、6月12日配布資料「第2部会(議会・市長部会)検討項目 と検討ポイント」を参考に、次回会議に意見を持ち寄り検討することとした。

#### (事務連絡)

- ・第2部会第1回・第2回会議録の内容確認について連絡があった。
- ・次回の第5回会議は、6月26日(木)午後6時から行うことについて確認があった。

## 主な意見、発言等

## (2)共通検討事項について

- ・前文に盛り込みたいものとして「食育の充実」も「教育」の関連事項として追加したい。
- ・食育は市民の健康にもかかわる大事なことである。市民教育・市民学習の一部として市民への意識啓 発は必要と思う。
- ・「水と緑と太陽に恵まれた・・・」のうち「太陽」は必要か。
- ・越谷市民憲章や越谷市子ども憲章などにも「水と緑と太陽」の文言はあるので、あえて削る必要はないのではないか。
- ・戸外で遊ぶ成長期の子ども達にとっても、在宅時間が長い老人にとっても太陽は貴重な存在である。
- ・越谷レイクタウンでは太陽光発電を推進していることもあり、「太陽」を越谷の特性として扱っても良いと思う。自然の恩恵を受ける、エコ、といった考え方も「太陽」という文言に含まれてくるのではないか。
- ・やはり「田園都市」というコンセプトではないかと思う。
- ・「自然環境を守り、水と緑を大切にする」という部分は必要ではないかと思う。
- ・「農地」について、この部会の中では、大事な問題だとの共通認識はできている。しかし、前文にどのように盛り込めるかが難しいので、まとめを運営・調整委員会に提出する際に、第2部会では「農地」についてこういう意見が出たと付け加えれば良いと思う。
- ・前文に盛り込むべき意見として政策的なものも多く出ているが、前文では「自治」に関しての内容が 前面に出てくることが重要ではないか。その他のものについては一つの文章にまとめるぐらいの取り 扱いにしないと、「自治」に関しての内容が薄まるように思う。
- ・前文は、"市の価値を見出し、自治基本条例で構築される仕組みを使いながら、その価値を高めていく" ということが盛り込まれるというイメージを持っている。
- ・自治基本条例は、既に制定されている越谷市民憲章や子ども憲章・福祉憲章・都市宣言などの大本に なるのだから、これらとの整合性はいずれ議論が必要となるだろう。
- ・フレーズとして「安心・安全」と並列にくくると、防災や防犯に限定されるイメージを生みやすい。 くくりを「安心」だけにすると、意味に広がりを持たせることができるように思う。
- ・「協働によるまちづくり」の文言について、全ての人が協働をする必要はなく、参加だけの人もいて良いので、「参加と協働によるまちづくり」としてはどうだろうか。
- ・「参加」について、新しく他市から来た人も大切な人材なので、そういった人達がまちづくりに参加したくなるような魅力あるシステムを作る必要がある。
- ・「情報公開」は、行政側から表現した言い方なので、市民側からの視点・意識ということも踏まえた両面的な意味を持つものとして、「情報共有」とした方が、より良い表現になると思う。行政の保有するものを共有する、という表現になる。
- ・「情報公開」の「公開」という言い方も、「行政は分かりやすい形で公開する」という意味で、残すべ きである。
- ・条文は市民にわかりやすい言葉にすることが大事である。

### (3)個別検討事項について

- ・市長と執行機関は一体と考えられるので、「執行機関はどうあるべきか」に関し第2部会でも議論が必要だと思う。
- ・最終的に条例案を答申する際に、審議の過程がわかるような参考資料もしくは条文等の解説の添付が 必要だと思うが、そのやり方(特記事項とするのか、附帯意見とするのか、等)は、今後事務局でも 検討をお願いしたい。